

入札制度の一部改正について（お知らせ）

令和８年２月１７日
企画財政部技術監理課

ダンピング対策のさらなる強化と入札不調対策として、下記のとおり入札制度の一部改正を行います。

１ 改正内容

（１）建設工事における最低制限価格制度及び低入札価格調査制度対象の拡大

設計金額の対象を５００万円以上の工事から競争入札を付する工事（２００万円を超える工事）へ拡大する。

※業務委託の設計金額の対象１，０００万円以上は現行のままとする。

（２）算出された最低制限価格（工事・業務委託）及び調査基準価格（工事）に係る端数調整方法

（改正後）

① １，０００万円以上の場合は１０万円未満を切り上げた価格とする。

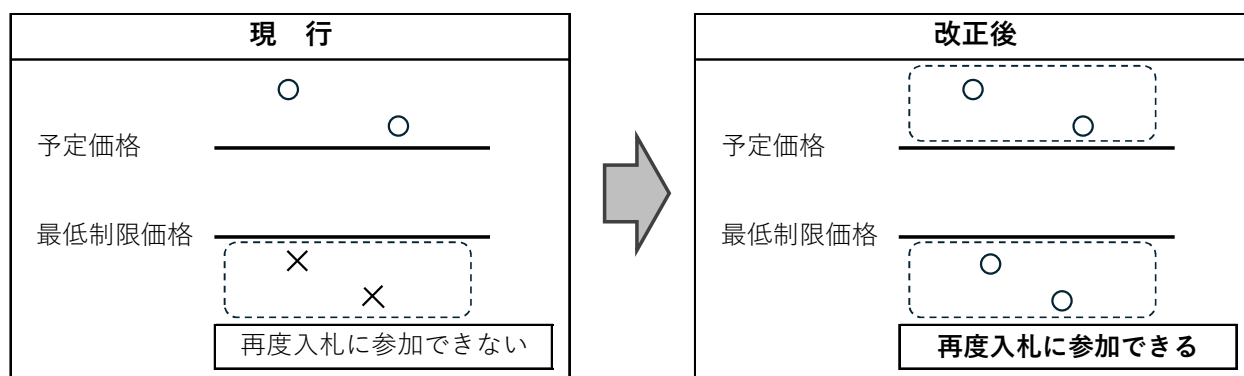
② １００万円以上１，０００万円未満の場合は１万円未満を切り上げた価格とする。

（現 行）千円未満を切り捨て

※算出例については次頁参照

（３）再度入札参加者の条件を緩和（工事・業務委託）

改正のイメージ



※再度入札を行う際は、予定価格を超えている入札金額と最低制限価格未満の入札金額を提示する。

２ 改正する要領

（１）下松市建設工事等に係る最低制限価格の設定に関する要領

（２）下松市建設工事に係る低入札価格調査に関する要領

（３）下松市建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格に関する要領

3 施行期日

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用します。

最低制限価格（工事・業務委託）及び調査基準価格（工事）算出例

	請負対象設計額 （予定価格） （税抜き）	最低制限価格及 び調査基準価格 （端数調整前） （税抜き）	最低制限価格及 び調査基準価格 （現 行） ※千円未満 切り捨て		最低制限価格及び調査基準価格 （改正後）
1	107,527,200	100,000,296	100,000,000		100,100,000 算出額1千万円以上 ※10万円未満切り上げ
2	10,753,270	10,000,541	10,000,000		10,100,000
3	10,010,000	9,309,300	9,309,000		9,310,000 算出額1百万円以上 1千万円未満
4	1,858,000	1,000,494	1,000,000		1,010,000 ※1万円未満切り上げ

業務委託（複合業務）の算出例

< 現行 >

工区	業務の 種類	最低制限価格算出額 （端数調整前）…① ※小数点以下切り捨て （税抜き）	①の金額を業務の種類毎 に端数調整…② ※千円未満切り捨て （税抜き）	最低制限価格 （現 行） ②の金額の合計額
1	測 量	5,703,830	5,703,000	19,819,000
	調 査	3,883,546	3,883,000	
	設 計	10,233,769	10,233,000	

・上下限額の判定は、業務種類毎に②の端数調整後（千円未満切り捨て）の算出額で実施



< 改定後 >

工区	業務の 種類	最低制限価格算出額 （端数調整前）…③ ※小数点以下切り捨て （税抜き）	③の金額の合計額 …④ （税抜き）	最低制限価格 （改定後） ④の金額を端数処理
1	測 量	5,703,830	19,821,145	19,900,000
	調 査	3,883,546		
	設 計	10,233,769		

・上下限額の判定は、業務種類毎に③の端数調整前（千円未満切り捨て）の算出額で実施

・④の金額が1千万円以上→10万円未満切り上げ、1千万円未満→1万円未満切り上げ